

# 防災特集

## 災害は『他人ごと』ではなく、『自分ごと』!!

令和3年10月7日22時41分、千葉県北西部を震源地として発生した地震では、川口市も最大震度5強を記録しました。人的・建物・ライフライン・道路・橋りょうなどに甚大な被害をもたらす災害がいつ、どこで発生してもおかしくないことを再認識させられました。

災害は『他人ごと』ではなく、『自分ごと』であることを意識することが極めて重要です。

### 住まいが被害を受けて生活できない…どうしよう?

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震といった未曾有の大災害が発生した場合、建物などの倒壊により、自宅での生活ができなくなる可能性があります。

市では、被災状況に応じて、自宅での生活が困難な方を保護するために**指定避難所**（宿泊、食事など生活機能確保のための施設）を開設します。

避難する際は可能な限り、食料や飲料水、室内履きや毛布など各自に必要な物をご持参ください。



### 事前に避難所を確認しておきましょう!

指定避難所は市内小・中・高等学校など89カ所あります。「防災本」に掲載していますのでご確認ください。

#### 配布場所

第一本庁舎、川口駅前行政センター、支所、公民館、消防局、南・北消防署



### 避難所運営は誰がやるの…?市の職員がやってくれるんだよね??

災害初期の混乱期には、地域の自主防災組織、施設職員、避難所担当職員が協力して避難所を開設・運営しますが、その後は避難者の自主管理となります。各避難所で組織される「避難所管理・運営本部」を中心に、食料・水・物資の配給、清掃など**避難者のかたがたで協力して避難所運営を行うこと**になります。

### 避難所運営は、避難者相互で協力を!



#### 避難者〈住民〉

自主的な開設・運営

#### 施設職員など〈学校関係者〉

施設管理

#### 避難所担当職員〈市職員〉

避難所の開設支援  
災害対策本部との連携  
(発災から3日間程度の活動)

### 避難所生活で注意すべきこと

- ✓ **エコノミークラス症候群**  
長時間、同じ姿勢で過ごしていると、血行不良が起こり肺塞栓などを誘発する恐れがあります。避難所では、適度な運動を心がけましょう。
- ✓ **防犯対策**  
避難所では、自分の身は自分で守ることを心がけ、怪しい人を見かけたら、警察や施設の担当者に連絡しましょう。
- ✓ **周囲への配慮**  
避難所には、要配慮者（乳幼児、高齢者、障害者など）、性的少数者（LGBT）、外国人などのさまざまなかたが避難してきます。避難者一人ひとりが周囲への気配り、プライバシーの確保に努めましょう。
- ✓ **感染症対策**  
マスクの着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な検温・症状のチェックや3密の回避など、感染予防のための行動を意識しましょう。

### 在宅避難のススメ!

自宅が安全な場合には、慣れない避難所での生活をするよりも、過剰な配慮の必要がなく安心できる「**在宅避難**（災害時に自宅にいたまま避難すること）」を推奨しています。在宅避難に備えて、日ごろから家具の転倒防止や食料・水などの備蓄をしましょう。

また、親戚や友人宅への「**縁故避難**」も検討しましょう。

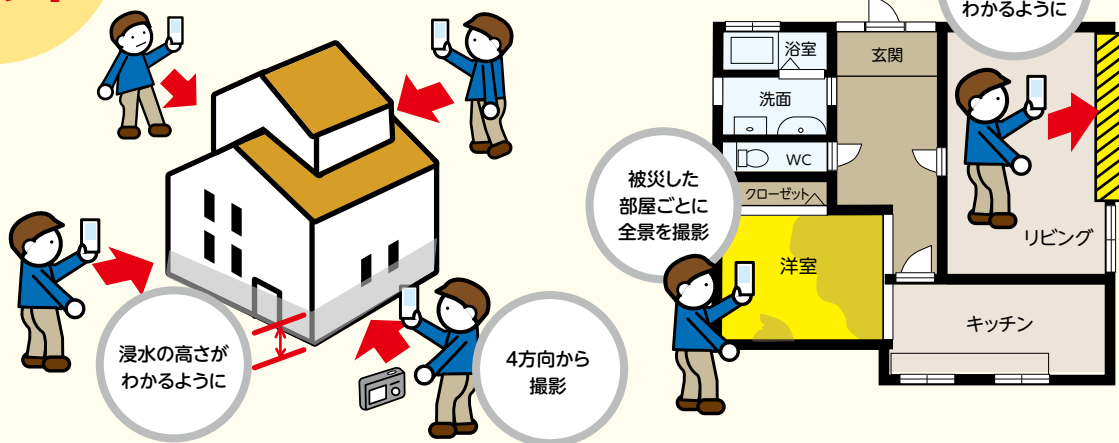
※在宅避難をされているかたも避難所同様に物資・給食・給水といった公的な支援を受けられます。



## 住まいが被害を受けた時は、何をしたらいいの…?

災害で住まいが被害を受けた直後は、あまりのことにぼうぜんとし、何から手を付けたらよいかわからなくなることがあると思います。日常生活を取り戻すための支援を受けるには、**被災状況の写真**がさまざまな申請に必要となります。まずは、カメラやスマートフォンなどで写真を撮り、記録・保存しておきましょう。

### 写真の 撮り方の ポイント



- 家の外と中の両方を撮影する
- なるべく4方向から撮影する
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるようにメジャーなどをあてて撮影する
- 被災した部屋ごとの全景と被災箇所を撮影する

## りさい 罹災証明書・りさいとどけで 罹災届出証明書の発行

市内で発生した地震や風水害などの災害により被害を受けたかたに、現地調査や写真の精査を行った後、交付します。

### ① **りさい 罹災証明書** (申請場所：市民課、支所)

家屋の倒壊などの被害にあわれた場合に被害の程度の証明を行うもので、主に税の減免申請や猶予、公的支援を受けるための書類として使用します。

- ・交付には原則、国の基準により職員が現地調査を行います。
- ・申請は、被災日から期間が空いてしまうと、その災害で被害を受けたものかどうか判断できなくなるため、速やかに行うようお願いします。

### ② **りさいとどけで 罹災届出証明書** (申請場所：危機管理課)

家屋以外の被害や、災害と被害の因果関係が確認できない家屋に対し被害があったという届出がされたことの証明を行います。

- ・主に保険会社への申請などに使用します。
- ・「災害によって被害を受けた」と市に届け出たことを証明するもので、被害の程度を証明するものではありません。
- ・家屋の場合でも発行は可能です。
- ・即日交付することができます。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

川口市 罹災



- 申請に必要なもの**
- ・交付申請書
  - ・被害状況の写真
  - ・身分証明書
  - ・法人の場合は、法人に所属している証、名刺など
  - ・本人・同一世帯の人以外が申請する場合は委任状(任意の様式) など

問い合わせ…危機管理課 ☎048-242-6357 FAX 048-257-3535